公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 佐野工科高等学校 | 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 10本 | 第１種電柱・支線（電力供給事業） | 17,000円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | １本 | 第３種電柱（電力供給） | 3,700円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | ２本 | 第２種電柱（電力供給） | 5,400円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | ３本 | 認定電気通信事業設備維持のため（電柱） | 4,500円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 186.00m  外径60mm  ほか | 公共上水道管埋設 | 14,880円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | ２本 | テレビ電波障害対策施設の設置の為（電柱） | 3,000円 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | １基 | 歩行者の安全確保の為（道路反射鏡） | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 0.06㎡ | 一級基準点の設置 | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 6.66㎡ | 退避所（本校生徒の通学路安全を確保「道路狭小の為」） | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 170.46m  外径216㎜ | 公共下水道整備 | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 4,200c㎡ | 災害時避難所標識板 | 免除 | （注１）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | （注２）  ３本 | 電気通信ケーブルの架空占用（電柱） | （注３）  4,500円 | （注４）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 53.0m  外径89mm | ガス管埋設 | 4,240円 | （注５）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 土地 | 5.175㎡ | 待避所（本校生徒の通学路安全確保） | 免除 | （注５）  平成30年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | １台 | 公衆電話（生徒・職員の福利厚生） | （注６）  4,070円 | （注７）  令和３年４月１日から  令和４年３月31日まで | | 建物 | （注８）  77.3㎡ | 食堂（生徒・職員の福利厚生） | （注９）  130,570円 | （注７）  令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで | | 土地 | ２台 | 自動販売機（生徒・職員の福利厚生） | （注10）  38,060円 | （注７）  令和３年４月１日から  令和８年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、許可期間が「平成25年４月１日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注２）令和３年１月７日に許可数量が変更となったが、公有財産台帳では、「１」のまま放置されていた。  （注３）令和３年１月７日に年間使用料が変更となったが、公有財産台帳では、「1,500円」のまま放置されていた。  （注４）公有財産台帳では、許可期間が「平成26年12月24日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注５）公有財産台帳では、許可期間が「平成29年４月１日から平成30年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注６）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「3,990円」のまま放置されていた。  （注７）公有財産台帳では、許可期間が「平成28年４月１日から令和３年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注８）公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「76.44㎡」のまま放置されていた。  （注９）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「109,400円」のまま放置されていた。  （注10）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「37,360円」のまま放置されていた。  また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 11.07㎡ | 指定避難所に係る防災備蓄倉庫の設置 | 免除 | 平成31年１月４日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 134.42㎡ | 太陽光発電設備 | 12,700円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 0.08㎡ | ろ過機ポンプインバータ盤 | 770円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 0.12㎡ | BEMS盤 | 660円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 建物 | 293.576㎡ | 照明器具（LED） | 免除 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。  また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産規則】  （使用状況の確認）  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年１回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。  　また、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について、定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。  　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月15日）